

2023年9月3日

北海道運輸局 御中

函館バスの運賃改定について「乗合バス事業の情報提供ガイドライン」に基づく情報公開を求める要請書

函館バス株式会社は2023年8月28日、函館市内中心部の特殊区間制運賃に関する値上げ申請を北海道運輸局に提出しました*1。

しかしながら、その際に公表された情報に不足が見られるため、以下の通り情報公開を要請いたします。

なお、この要請書は個人情報を除いて私のブログ*2で公表する予定です。

また、この要請書に対する返信があった場合も、同様に個人情報を除いて私のブログで公開いたします。

そのため、要請書に対する返信はすべて郵送でお願いいたします。

本要請書は「意見聴取申請書」ではありません。

1. 要請内容

函館バスに対し、函館バスホームページにて以下の内容を公開するよう指導すること。

- ② 乗合バス事業の収支状況及び見込み(実績年度及び平年度)
- ③ 輸送人員の実績及び見込み(実績年度及び平年度)
- ⑥ 運賃・料金の多様化(割引運賃の新設・拡大、既存割引運賃の周知等)

2. 要請理由

国土交通省自動車交通局長が定めた「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」*3の「第7 その他」3. 上限運賃の設定及び変更の手続・内容の透明性の確保等において、「一般乗合旅客自動車運送事業の情報提供ガイドラインにより情報提供を確実に実施することとする。」とされています。

同ガイドラインの「2. 事業者において情報提供するもの」「(2) 上限運賃設定・改定申請時及び実施時の情報提供」「(上限運賃設定・改定申請時)」では、次の7項目について情報公開を行うものとしています。

- ① 申請の内容(申請理由、申請概要、上限運賃改定率、申請・現行上限運賃額比較表等)
- ② 乗合バス事業の収支状況及び見込み(実績年度及び平年度)
- ③ 輸送人員の実績及び見込み(実績年度及び平年度)
- ④ これまでの経営合理化状況及び今後の取り組み
- ⑤ 利用者サービス向上計画(バス停シェルターの増設、バス接近表示器の設置、ノンステップバス車両の導入、カードシステムの導入等)
- ⑥ 運賃・料金の多様化(割引運賃の新設・拡大、既存割引運賃の周知等)
- ⑦ 上限運賃設定・改定申請に関する問い合わせ先

しかしながら、現時点では以下の情報のみ公開されています。

*1 函館バス株式会社「路線バス(乗合バス)上限運賃改定の申請について」(2023年8月28日付、2023年9月2日閲覧)

http://www.hakobus.co.jp/files/2023/unchinkaitei/20230828_unchinkaitei_release.pdf

*2 北海道のアンジュルムファンのブログ

<https://ameblo.jp/hokkaidosm/>

*3 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001448461.pdf> (2023年9月2日閲覧)

- | |
|---|
| ① 申請の内容(申請理由、申請概要、上限運賃改定率、申請・現行上限運賃額比較表等) |
| ④ これまでの経営合理化状況及び今後の取り組み |
| ⑤ 利用者サービス向上計画(バス停シェルターの増設、バス接近表示器の設置、ノンステップバス車両の導入、カードシステムの導入等) |
| ⑦ 上限運賃設定・改定申請に関する問い合わせ先 |

そのため、同ガイドラインで情報公開を行うとしているもののうち、現時点で公開されていない以下の情報について公開を求めます。

- | |
|------------------------------------|
| ② 乗合バス事業の収支状況及び見込み(実績年度及び平年度) |
| ③ 輸送人員の実績及び見込み(実績年度及び平年度) |
| ⑥ 運賃・料金の多様化(割引運賃の新設・拡大、既存割引運賃の周知等) |

なお、公開の方法については、本件申請について公表したのと同様に、函館バスホームページにおいて公開するのが最も適切であると考えます。

本要請書と同様の要請を、同日付にて函館バス宛に提出しておりますことを追記します。